

令和2年度 第9回吉川区地域協議会次第

日時：令和2年12月17日（木）午後6時30分
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 会長報告

(2) 委員報告

(3) 事務局報告

4 協議事項

(1) 自主的審議事項について

(2) 令和3年度地域活動支援事業吉川区採択方針の検討について

(3) 今後の吉川区地域協議会の活動について

5 総合事務所からの諸連絡について

6 その他

・地域協議会だより（第41号）新年号の発行について

・次回地域協議会の日程調整 1月21日（木）18:30から

吉川コミュニティプラザ

7 閉 会

高齢者支援課

福寿荘の廃止について（報告）

1 名称

福寿荘

2 設置目的

高齢者の生きがい活動及び趣味活動の充実を図るとともに、高齢者の健康づくり及び世代間交流を推進する。

3 所在地

上越市吉川区原之町 1819 番地 1



4 施設の内容

- (1) 施設の構造・規模 木造一部鉄骨造 1階建 372.84 m²（本体棟）
- (2) 敷地面積 1,599.00 m²
- (3) 開設時期 平成15年4月
- (4) 施設内容 デイルーム、ホール、創作活動室、食品加工室

5 施設の開館及び利用時間・使用料等

- (1) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで
- (2) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 使用料 デイルーム：170円（1時間当たり）
※ホール、創作活動室、食品加工室は無料

6 施設の利用状況（令和2年度は見込）

（単位：人）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ利用者数	3,988	3,407	3,526	3,265	530

7 施設の収支状況（令和2年度は見込）

（単位：千円）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入	100	100	95	94	94
支出	1,891	1,683	2,152	1,594	1,719

8 現状

高齢者交流施設である福寿荘の主な利用者は、趣味活動を行う団体であるが、高齢化により活動を休止する団体が相次ぎ、令和2年度の定期利用団体は竹細工教室（5名程度）のみとなっている。

主な利用であった介護予防事業（すこやかサロン）は、令和2年4月から保健センターに移転。これにより令和2年度の延べ利用者数見込は530人と前年の2割弱にまで減少している。

9 施設の廃止

利用実態として、利用者が限定的であり、その利用者も徐々に減少してきていることから、福寿荘を公の施設として廃止する。

(1) 廃止予定日

令和3年4月1日

10 廃止後の福寿荘の取扱い

廃止後の福寿荘の建物および設備は、当該施設の管理受託者に無償譲渡し、障害福祉サービス施設等として利用していく方針である。

(1) 譲渡先

社会福祉法人 上越市社会福祉協議会

(2) 譲渡予定日

令和3年4月1日

(3) 譲渡条件

- ・建物及び設備は現状のまま引き渡すこととし、譲渡後も高齢者の趣味活動を継続するとともに、障害福祉サービスの用に供することから、無償譲渡とする
- ・土地は、障害福祉サービスで使用する間は、無償貸付とする

11 譲渡後における利用団体の代替対応

会議等の利用者については、吉川コミュニティプラザを利用することで代替可能

利用団体	利用目的	代替対応
竹細工教室	高齢者の趣味活動	福寿荘創作活動室（変更なし）
上越市社会福祉協議会	吉川支所事務所	福寿荘事務室（変更なし）
吉川区老人クラブ連合会	役員会・総会等	吉川コミュニティプラザ
吉川区戦没者遺族会	役員会等	吉川コミュニティプラザ

施設位置図



地域協議会の自主的審議事項に関する通知票 (案)

第9回吉川区地域協議会
令和2年12月17日
資料No. 1

提出日：令和 年 月 日

地域協議会名		吉川区地域協議会
審議事項	件名	公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について
	概要	<p>吉川区では市町村合併後、7つの地域づくり会議を組織し公民館活動を担ってきたが、人口減少・少子高齢化に伴い年々活動が衰退し、地域の絆が希薄となり元気がなくなっている。</p> <p>この状況下で公民館分館が、公の施設の適正配置計画案では貸付の方針が打ち出された。施設は、閉校した学校を利用し、地域の核として長年、地域の人たちが集い、交流を深め、活動してきた施設である。</p> <p>そこで、各地域の皆さんと意見交換等を行い、これからの公民館を含む地域活動の促進及び施設の有効な利活用を検討する。</p>
担当課 ※不明の場合は記載不要		社会教育課
審議開始日		令和 年 月 日
備考		



令和2年12月1日

吉川区地域協議会
会長 山岸 晃一 様

上越市長 村山 秀幸
(吉川区総合事務所)

吉川区に係る令和3年度の地域活動支援事業の採択方針案の協議について（依頼）

標記の件について、吉川区に係る採択方針について地域協議会としての案を取りまとめさせていただくようお願いします。

令和3年度地域活動支援事業 吉川区の採択方針（案）

吉川区地域協議会

吉川区における豊かな地域資源を生かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の採択方針を定める。

1 採択する事業の分野等

(1) 吉川区では、下記に掲げる提案事業を採択する。

- ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みであつて、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
- ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
- ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
- ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業

(2) 国、県、市、その他の団体が設置した他の補助制度の要件に合致する事業は採択しない。但し、地域協議会が必要と認めた場合は採択することができる。

(3) 同一団体による同様の事業は、10年間に3回を限度とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、これを超えて採択することができる。

(4) 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした事業は採択しない。但し、活動を行うために必要不可欠と地域協議会が認めたものは、採択することができる。

2 補助額の上限

補助額の上限は70万円とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 補助率

補助率は、原則として補助対象経費の100%とする。

4 採択審査

(1) 提案の詳細を把握するため、審査前に提案者によるプレゼンテーションを行う。

(2) 必要に応じて、審査前に全委員による現地視察を行う。

(3) 審査は全委員による採点を行い、順位を決定する。

(4) 全委員による採点で得られた平均点が25点満点中の13点に満たない事業は、不採択とする。

(5) 全委員による採点の平均点が高いものから順に区の配分額（以下「配分額」という。）までの範囲で採択する。累計提案額が配分額を超える時は、配分額の残額を限度として採択できるものとする。その際、辞退の申し出があれば、次の順位を得た事業を繰り上げて採択することができる。

5 提案団体の代表者である委員の取扱い

提案団体の代表者である委員は、採点に加わることができない。但し、協議に参加することを除外するものではない。

6 追加募集の実施

採択した事業の提案額の総額が配分額に満たない場合は、必要により追加募集を行う。

地域活動支援事業 吉川区の審査要領

吉川区地域協議会

1 提案事業にかかる勉強会の実施

提案事業にかかる情報共有（研究）及び委員間での認識の共有（意見交換）を目的に、プレゼンテーションの実施後に勉強会を行う。

なお、勉強会において委員から、採点票の「(1)基本審査」及び「(2)地域自治区の採択方針」に適合しない提案であるとの意見が出された場合は、提案内容にかかる認識を共有するため、全委員での意見交換を行う。

2 廃止された他の補助制度の要件に合致する提案の取扱い

提案された事業が廃止された他の補助事業の要件に合致する場合（採択方針1-(2)関連）には、地域活動支援事業で採択すべき事業であるかを協議すると同時に、その補助事業における補助率等を参考に、廃止された補助事業による補助を受けた団体等との間に不公平が生じないよう、慎重に審査するものとする。但し、地域協議会における審査の結果、廃止された他の補助事業の補助率等を上回る条件で採択することを妨げるものではない。

3 審査手順

採択方針の4-(3)に定める審査では、「(3)共通審査基準」の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目に各5点を配点し、全委員による採点後にその平均点を算出することにより順位を決定する。

4 その他

審査の方法や手順、採点の結果を左右する重大な方針を決定する必要がある時は、審査会までに地域協議会の会議において内容を協議する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

連絡事項

① 施設の年末年始の休館等について

各施設により営業日が異なりますのでご注意ください。

施設名	12/ 28 (月)	29 (火)	30 (水)	31 (木)	1/ 1 (金・祝)	2 (土)	3 (日)	4 (月)	5 (火)
吉川ゆったりの郷 ※1/2、1/3は10:00～18:00まで。 1/4以降は10:00～20:00まで。 (受付は閉館の1時間前まで)	×	×	×	×	×	○	○	○	○
よしかわ杜氏の郷	○	○	○	×	×	×	×	×	○
農産物等直売所「四季菜の郷」	○	×	×	×	×	×	×	×	○
吉川スカイトピア遊ランド	○	×	×	×	×	×	×	○	○
吉川診療所	×	×	×	×	×	×	×	×	○
吉川区総合事務所 ※12月29日(火)、30日(水)に市民生活・福祉グループの窓口業務を開設。(住民票、戸籍、税務、福祉の相談等)	○	△	△	×	×	×	×	○	○

※よしかわ杜氏の郷、農産物等直売所「四季彩の郷」は1月4日(月)も通常の休館日です。

② 吉川区新年を祝う会【中止】